

刈谷市手話言語条例

逐条解説

刈谷市

(前文)

言語は、お互いの感情を理解し合い知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものです。手話は、音声言語とは異なり手指や体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図る手段として手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて我が国では、ろう教育において口話法を採用し、手話を使用する環境を積極的に築いてこなかったことから、ろう者は、手話を自由に使うことができない中で家庭や社会で十分に意思を伝わることができず、また、必要な情報を得ることや発することに多くの不便や不安を感じながら生活してきた背景があります。

そうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語であると位置付けられていることを踏まえ、ろう者に対して手話による情報提供を保障し、ろう者が自らのコミュニケーション手段として手話を使用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

私たちはここに、広く市民に手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ることにより、ろう者が生活、教育、労働、福祉、防災等様々な分野で手話を言語として自由に選択し、手話を使って安心して暮らすことができる支え合いの地域社会を目指すため、この条例を制定します。

【解説】

本条例を制定するに至った背景や、趣旨を多くの方に理解してもらうために、前文を設けました。

手話はろう者にとって意思疎通や、知識の蓄積、及び文化を創造するための必要な言語として、大切に受け継がれて発展してきた一方で、かつて我が国では、ろう教育において口話法を採用し、手話を使用する環境を積極的に築いてこなかったことから、ろう者は、意思疎通や情報の取得・発信に多くの不便や不安を感じながら生活してきた背景があります。

このことから、手話は言語であることへの理解を広め、手話の普及を図ることで、ろう者が手話を使って安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを条例制定の趣旨として記述しました。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者を含む全ての市民が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条は、条例が制定された目的を定めています。

多くの人に、手話が単なる意思伝達の道具ではなく、音声言語と同じように他者と関わることで、複雑な思考能力を育み、豊かな社会生活を送るための基盤となるものであることを知っていただくとともに、市の責務、市民、事業者の役割を明らかにすることで、「ろう者を含む全ての市民が共生することができる地域社会の実現」を目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚の障害により手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話通訳者 ろう者とろう者以外の者との間で手話により意思疎通支援を行う者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

この条は、用いる用語の意義を定めています。

- (1) 「ろう者」は、聴覚障害者という表現ではなく、手話を主なコミュニケーションとして用いる者を対象とし、ろう者には子どもも含むものとします。
- (2) 「手話通訳者」は意思疎通支援事業における手話通訳者をいい、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」と、社会福祉法人全国手話研修センターが問題を作成し、都道

府県、指定都市が実施する手話全国統一試験に合格し、登録を受けた「手話通訳者」、刈谷市で登録をされた刈谷市登録者を対象とします。

(3)「市民」は市内に居住する者、市内にある事務所などに通勤する者、市内にある学校や幼稚園、保育所、施設などに通学、通園、通所する者を対象としています。

(4)「事業者」は、市内で事業活動を行う全てのものをいいます。営利活動を行う個人や企業だけでなく、NPO等の非営利団体も対象とします。また、法人格を持たない団体も対象としています。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) ろう者が自立した日常生活を営み、地域において社会参加し、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すこと。

(2) 手話は言語であるとの認識の下に行われること。

(3) ろう者が手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されること。

【解説】

この条は、手話に対する理解の促進及び手話の普及にあたり、3つの基本理念を定めています。

(1) 市民がろう者の特性を理解し、個性を尊重し合いながら、共生することができる地域社会の実現を目指します。

(2) 手話は言語であるとの認識の下に行われることとします。

(3) 手話を使用する環境が整えられてこなかった歴史的な背景を踏まえ、ろう者による意思疎通の権利を尊重することとします。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備のための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【解説】

この条は、市の責務について定めています。

市は基本理念に基づいて、手話についての正しい知識を広め、手話を必要とする方が、手話で話したり、手話通訳等を使用しやすい環境を整えたりするための施策を総合的かつ計画的に実施することを明らかにしました。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策に協力し、ろう者とのコミュニケーションにおける手話の必要性について理解を深め、地域においてコミュニケーション手段の確保に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力し、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

この条は、市民及び事業者の役割について定めています。

① 市民は、ろう者とのコミュニケーション手段である手話の必要性への理解を深め、市の施策に協力し、地域において、コミュニケーション手段の確保に努めるよう定めたものです。

② 事業者は、手話でのコミュニケーションを確保するといった、合理的配慮を行い、ろう者に対し、利用しやすいサービスの提供や相談体制の整備を含めた働きやすい環境の整備に努めることを定めたものです。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話によるコミュニケーションの支援に関する施策
- (3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成に関する施策
- (5) 手話を学び、又は習得する機会の提供に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

【解説】

この条は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために、必要な施策の推進について定めています。

① 市が推進する施策について、以下のとおりとします。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策について定めています。手話言語条例に関するパンフレットを作成し、ホームページに掲載することで、手話がろう者によって文化的な社会生活を営むために言語として大切に育まれた背景や、手話が言語であることについて理解・普及を図ります。また、相談できる場所の周知に努めます。

(2) 手話によるコミュニケーションの支援に関する施策を推進することを定めています。ろう者が、公共施設や病院に行く際に、手話通訳者等を派遣したり、市役所に手話通訳者を設置したりすることで、円滑なコミュニケーションの実施に努めます。

(3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策について定めています。

講演会等を行う際の手話通訳者等の派遣や、ホームページ等での手話を介した動画の発信により、情報保障に努めます。

(4) 手話通訳者の確保及び養成に関する施策について定めています。手話奉仕員養成講座を行い、手話通訳者の確保・育成に努めます。

(5) 手話を学び、習得する機会の提供に関する施策について定めています。

市民に、手話奉仕員養成講座や福祉実践教室へ参加する権利を保障し、手話に

ついて学ぶ機会を提供します。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策について定めています。

② 前項各号に掲げる施策を推進するため、定期的な意見交換の場を設けるほか、必要があるときは、ろう者その他関係者の意見を聴くよう努めることを定めたものです。

(8) 委任

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。